

主催者挨拶

この度は「空き家対策に係る連携協定」に御賛同いただきましたことに対し、本村を代表いたしまして、心より感謝申し上げます。

本村における空家等対策につきましては、特措法に基づく協議会を設置しました平成28年度からスタートしたところであります。当時、207件の空家等を確認しておりましたが、その数は、189件となっております。

本村としましては、空家等対策協議会において、様々な検討を重ねてまいりましたが、昨年10月の条例制定を契機としまして、対策の実効性を向上させるため、「空家等に関する総合相談窓口」と「空家バンク」の開設を目指してきたところであります。そして、これらの施策の実施にあたっては、何よりも、専門家団体や企業の皆様との連携・協力が欠かせませんので、今回、協定が締結できましたことを大変心強く感じているところでございます。

今回、協定を締結させていただきました各団体、各企業の皆様との協定内容を簡単に御紹介させていただきます。

茨城司法書士会様、茨城土地家屋調査士会様、茨城県建築士会様との協定につきましては、空家等の相談業務に関する内容となっております。具体的には、相続、不動産の表示、耐震診断やリフォームに関する相談等があった場合におきまして、各団体の会員様を御紹介いただくこととなります。

茨城県宅地建物取引業協会様、全日本不動産協会茨城県本部様との協定につきましては、本年3月10日より物件登録を開始する予定の「空家バンク」に関する内容となっております。具体的には、空家バンクに登録された空家等につきまして、その媒介等に御協力をいただくこととなります。

常陽銀行様、筑波銀行様、水戸信用金庫様、茨城県信用組合様、常陸農業協同組合様との協定につきましては、相談業務に関連する内容となっております。具体的には、空家等の解体や改修に関連する金融商品のパンフレット等を役場の窓口に設置させていただくとともに、各行の店舗内におきまして、村の空家等対策に関するパンフレット等を置いていただくこととなります。

東海村シルバー人材センター様との協定につきましては、空家等の維持管理に関する内容となっております。具体的には、除草や枝払いなどの業務を御提供いただくこととなります。

最後に、「空き家対策に係る連携協定」に御賛同いただきました11の団体や企業の皆様に対しまして、改めて感謝申し上げますとともに、この協定締結が、本村の空家等問題の解決へとつながりますことを期待いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。

令和3年2月3日

東海村長

山田 修